

診療参加型臨床実習内規

(目的)

第1条 この内規は、医学部5・6年生診療参加型臨床実習について定めるものである。

(実習期間)

第2条 実習期間は12月から翌年6月までの7期間とし、原則として1期間4週間とする。

2 学外実習の場合においても、原則として前項に従う。

(実習施設の条件)

第3条 学外(国内)での実習施設は、大学附属病院又は臨床研修指定病院とする。

2 国外における実習施設は、大学附属病院又は大学関連施設とする。

(実習診療科の選択)

第4条 診療科の選択は、1期間1診療科とし、7期間で7診療科選択する。

2 7期間のうち、内科を2科、外科を1科必ず選択するものとする。

3 残り4期間は自由に選択できる。

4 学外(国内・国外)の選択は1期間1施設とし、2期間2施設までの選択とする。

5 学外(国内)の実習では、同一期間、同一医療機関、同一診療科に実習する学生は1名とする。

学外(国外)の実習では、同一期間、同一医療機関に実習する学生は2名まで可能とする。但し、診療科は別とする。

6 学内診療科の選択は、すべて異なる診療科でなければならない。ただし、学外(国内・国外)実習では、同一の診療科の選択を可とする。

7 学外(国内)、学外(国外)の実習の辞退、実習先・診療科の変更は、実習施設の事情を除き、原則認めない。

(学内実習の調整及び決定)

第5条 学生が中心となり実習診療科の調整を行い、教授総会が承認する。

2 学外実習希望者も実習不可能の場合を考慮し、学内の診療科を選択するものとする。

(学外実習希望申請及び決定)

第6条 学外実習希望者は、「学外ECC希望申請書」・「志望動機」・「履歴書」を提出すること。

2 学外(国内)実習希望者は、申請書類をもとに書類審査、面接試験を行い、教授総会が承認する。

3 学外(国外)実習希望者は、申請書類をもとに書類審査、筆記および面接試験(英語による口頭試問を含む)を行い、教授総会が承認する。

4 学外(国外)実習希望者は、原則として次に挙げるいずれかの資格を有するものとする。

実用英語技能検定(≥準1級)、TOEIC(≥650)、TOEFL(≥500)、TOEFL-CBT(≥177)、TOEFL-iBT(≥62)、国連英語検定(≥B級)、IELTS(≥5.5:アカデミック・モジュール)

5 学外(国外)実習希望者は、4年次までの累積GPAを評価の基準として使用する。

6 実習診療科・時期について、希望が重複した場合は学内審査前に学生間で調整するものとする。

7 実習診療科・時期については診療参加型臨床実習委員会が承認する。

附則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2. この内規は、平成16年度医学部5年生から適用する。

3. この改正内規は、平成17年6月23日から施行する。

4. この改正内規は、平成19年6月28日から施行する。

5. この改正内規は、平成23年6月23日から施行する。

6. この改正内規は、平成23年9月08日から施行する。

7. この改正内規は、平成24年2月23日から施行する。

8. この改正内規は、平成25年6月13日から施行する。

9. この改正内規は、平成26年6月12日から施行する。ただし、平成27年度以降に医学部5年生となる学生を

対象とする。

10. この改正内規は、平成27年4月1日から施行する。
11. この改正内規は、平成29年4月1日から施行する。
12. この改正内規は、令和2年10月1日から施行する。
13. この内規の改廃は、医学部教育委員会の議を経て教授総会の承認を要するものとする。